

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年10月5日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 所得税の戻入について 委員の謝金の戻入に当たり、控除した所得税についても戻入を行う必要がある。（農業経営課）</p> <p>イ 行政財産の目的外使用料の算定について 行政財産の目的外使用料の算定に当たり、一部積算誤りがあるので、正当額との差額分を追加徴収する必要がある。（農業試験場）</p> <p>ウ 消防用設備の保守について 上半期の消防用設備法定保守点検結果において、不良箇所を指摘されながら必要な措置を行っていなかったため、措置を行う必要がある。（農業大学校）</p>	<p>ア 平成19年5月に戻入済みである。</p> <p>イ 平成19年3月に徴収済みである。</p> <p>ウ 平成19年3月に措置済みである。</p>
検討指示事項	<p>ア 登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については関係機関と連携を図り、引き続きその解消に向けた計画的・重点的な取組が必要である。（土地改良課）</p> <p>イ 土地改良事業等に係る市町負担金について 土地改良事業等に係る市町負担金について、納付期限を過ぎて納付されていたものがあったため、関係市町と協議を行い、県事業の円滑な遂行に努める必要がある。（土地改良</p>	<p>ア 出先機関配属の登記事務専任職員を中心とした処理体制を強化するとともに処理案件の難易度別分類による優先的処理を進めるなど、費用対効果を踏まえた計画的な処理に努める。</p> <p>イ 関係市町と協議を行い、県の支出状況に対応した徴収方法とすることで、期限内納付について理解が得られた。</p>

